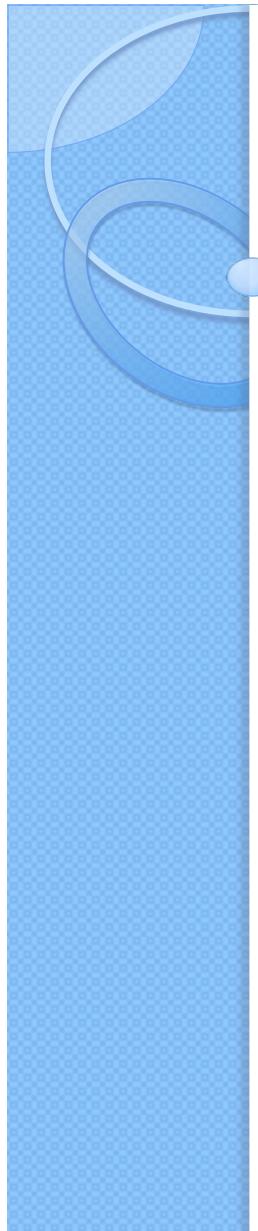


## 国内IGF活動活発化チーム 第10回勉強会

インターネット上における知財に関する問題点 —海賊版対策を中心に—

2026年1月21日  
弁護士・弁理士 丸田憲和



## 。今日の内容

- 1 はじめに
- 2 前提となる事実関係
- 3 問題点
- 4 提案
- 5 最後に

# 1 はじめに

- JPMAC（出版5社マンガ海賊版サイト対策会議）のLegal Counselとして海賊版対策に従事
- 海賊版対策業務において感じた問題点などを紹介
- 本発表は発表者の個人の見解に基づく

## 2 前提となる事実関係

### (1) 海賊版サイトに関わる事業者

- ①ホスティングプロバイダ
- ②レジストラ
- ③レジストリ
- ④CDN
- ⑤IX
- ⑥アクセスプロバイダ
- ⑦広告事業者
- ⑧検索事業者
- ⑨決済事業者
- ⑩その他

## (2)対策

- ①削除要請
- ②身元情報の取得
  - 発信者情報開示請求
  - サピーナ（アメリカにおけるフォーリンサピーナ、DMCAサピーナ）
  - RDRS
- ③海賊版サイトへの到達を困難にする
  - 検索サービス対策
  - セーフブラウザアプリ
- ④啓発活動

## (2)対策

(運営者の身元がわかったら)

- ①損害賠償請求
- ②刑事告訴
- ③ノックアンドトーク
- ④その他

### (3) 海賊版行為は明確な犯罪行為

TRIPS協定は、海賊版行為 (copyright piracy on a commercial scale) について刑事手続と罰則を定めるよう求めている（61条）

→海賊版行為は、TRIPS協定加盟の166か国において犯罪とされている

### (3) 海賊版行為は明確な犯罪行為

「Piracy」に関するEuropean Commissionの説明

"Piracy consists in making an unauthorised exact copy--not a simple imitation--of an item covered by an intellectual property right."

海賊版行為とは、知的財産権の対象物について、許可を得ずに完全な複製（単に模倣することではない）を作成する行為をいう。

※EC 「Counterfeiting and Piracy - frequently asked questions」

[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/memo\\_10\\_272](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/memo_10_272)

### (3) 海賊版行為は明確な犯罪行為

海賊版行為は、単なる著作権侵害ではなく、多くの国で明確に規定された犯罪行為である

→該当性の判断は容易

↔ 「著作権侵害は国により判断基準が異なり、判断は困難であることから、司法判断がなければ対応できない」

「本件各ウェブサイトにおいて、本件コンテンツを含む多数（4000タイトル以上）のコンテンツが全て無料で配信され、全てのコンテンツについて「Raw-Free」の記載やドメイン名の透かしが挿入されていることを読み取ることができたといえる（前記認定事実①）。そして、通常、これほど多数のタイトルの漫画の複製データが全てのエンドユーザに対して無料で配信されるることは考え難いから、上記記載や透かしと相まって、本件各ウェブサイトがいわゆる海賊版サイトであることは一見して明らかであったといえる。」

←東京地裁知財部の判示内容。極めて常識的な判断では

※裁判所ウェブサイト 東京地判令和7年11月19日（令和4年(ワ)第2388号）判決書

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95079.pdf>

## (4) 海賊版行為による被害の本質

海賊版サイトに関するニュースでは、  
「タダ読みされた被害額」の大きさがよ  
く取り上げられる

海賊版行為は経済的な問題にすぎないと  
受け止められることがある

しかし、それは1つの側面を見ているに  
すぎない

## (4) 海賊版行為による被害の本質

海賊版行為による被害の本質：

個人のクリエイターにとっての死活問題

海賊版サイトは「作品と作家を殺す」※

作家は「命を削って」作品を創っている

にもかかわらず、特に個人は、海賊版サイトに  
対して全く太刀打ちできない

→Internet Governanceの問題では？

※ X 成田 成哲@ジャンプ+・ヤンマガ 「違法漫画サイトに関しての作家の嘆きを漫画にしました。」

<https://x.com/bisekai1/status/954705861682774016>

## (5)法的手続では対応が困難

事業者にabuse申告するとよく言われること  
「(著作権侵害について) 裁判所の判断があれば対応する/なければ対応できない」  
しかし、法的手続に要する時間>>ドメイン変更の時間  
→裁判所による判断が必要とすると対策の実効性に欠けることが多い

前述のとおり、Piracyは判断が容易  
本当に裁判所の判断がなければ対応できないのか？

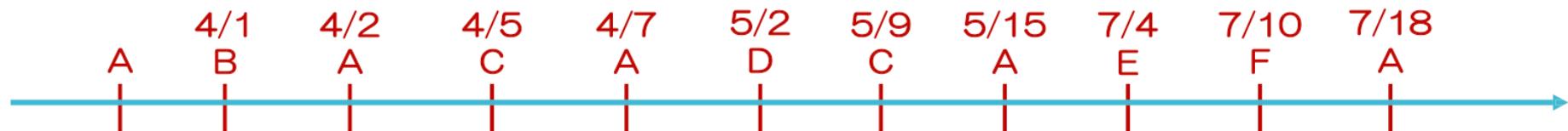
## (5)法的手続では対応が困難

法的手続はドメイン単位で行われる  
ドメインが変更されると手續は振り出しに戻る  
(海外では幅のある指定がなされることもある)  
ドメインホッピングは頻繁に行われる

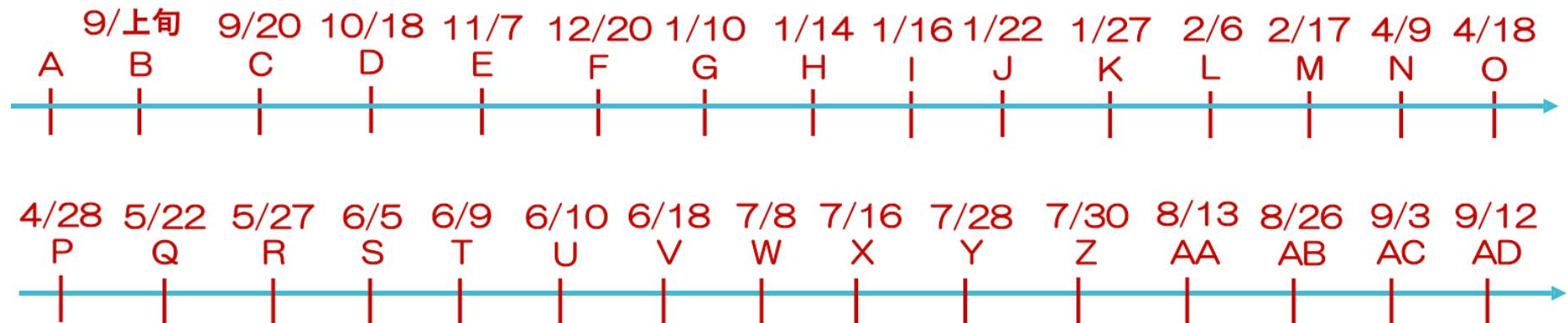
## (5)法的手続では対応が困難

ドメインホッピングの実例

2022年の例



2024～2025年の例



「A」は海賊版サイトに使用される特定のドメインを表し、  
「B」はAからリダイレクトされた新しいドメインを表す。

## (6) サイトブロッキングに関する議論

2018年 官房長官、海賊版対策としてサイトブロッキングも含めて検討しているとの見解を示す ※1

しかし、その後の「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」における検討で、意見はまとめず

「ブロッキング以外の対策を推進していくべきだ」  
「ブロッキングは他に実効的な手段が存在しないか事実上困難な場合に限るべき」等の意見あり ※2

※1 [https://www.ipaj.org/bulletin/pdfs/JIPAJ16-3PDF/16-3\\_p004-013.pdf](https://www.ipaj.org/bulletin/pdfs/JIPAJ16-3PDF/16-3_p004-013.pdf)

※2 <https://www.businesslawyers.jp/articles/488>

## (6) サイトブロッキングに関する議論

ブロッキングは通信の自由に対する大きな制約となることは確か。ブロッキングなしで海賊版行為をなくせるのが望ましい

→海賊版行為（その他のネットによる違法行為）をなくすために、**関係者全員**がそれぞれできる限りの方策を尽くすべき

## (7) そもそも著作権とは

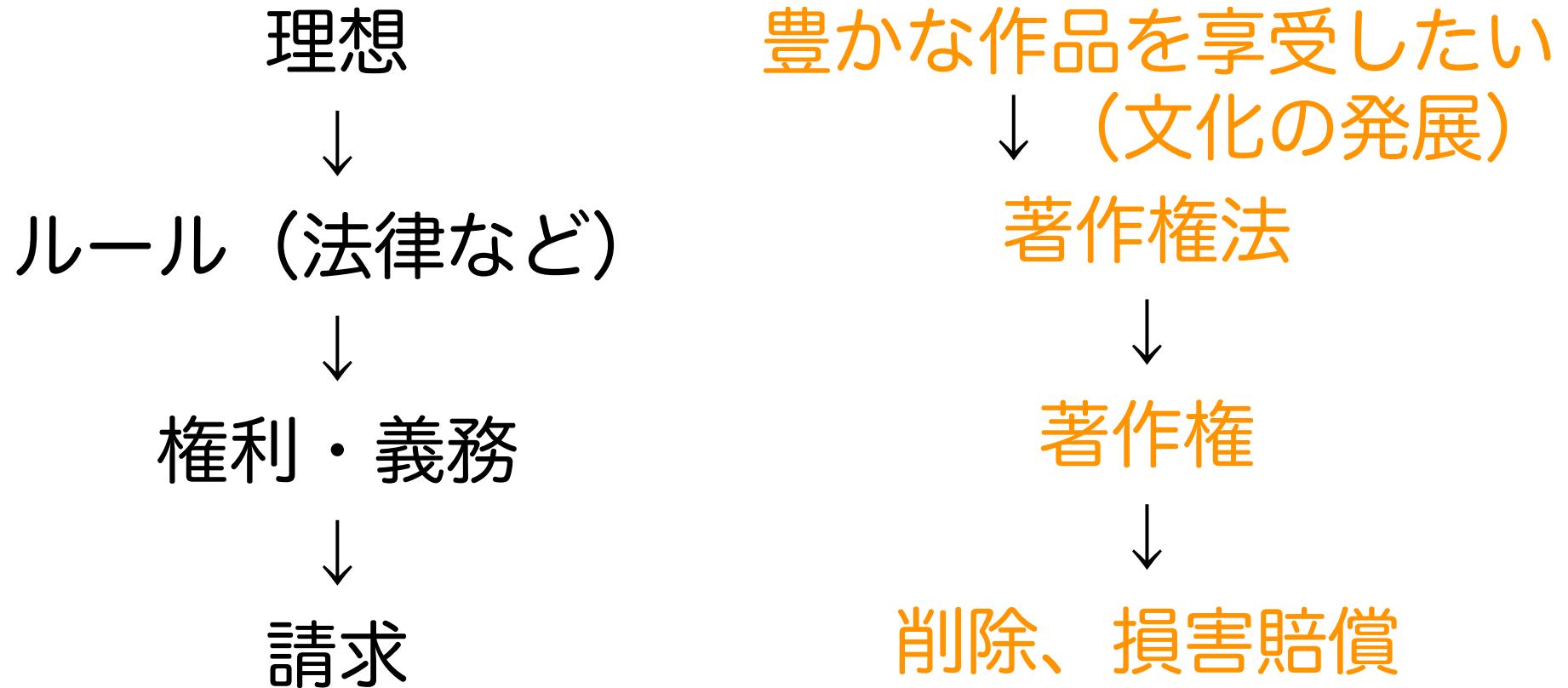
あるエンジニアの質問

「なぜ著作権なんてあるのか？」

「自由に複製・配信できた方がよい」

「収益は広告で得れば十分だ」

## (7) そもそも著作権とは 理想を実現するための社会のシステム



## (7) そもそも著作権とは

「豊かな作品を享受したい（文化の発展）」という理想を実現するために、著作権を保護するシステムが作られている  
→この仕組みを守ることが重要

前述の考え方を違法行為の被害者に向け  
るのはナンセンスでは？

## (7) そもそも著作権とは (蛇足ながら)

「豊かな作品を享受したい（文化の発展）」  
という点を考える一助として、本日  
(2026/1/21) 公開されたキャンペーン動画  
を是非ご視聴ください

※100年後も、漫画やアニメはぼくらを救ってくれるだろうか？【STOP！海賊版】

<https://www.youtube.com/watch?v=DKFsJGBIILk>

## (8) 海賊版サイト運営者の思考

海賊版サイトの運営者など、違法行為を行う／企てる者は、身元を隠したがる（匿名サービスが大好き）

携帯電話不正利用防止法は、事業者に契約時の本人確認を義務付けている→不正利用の防止

では、インターネットの世界は？

## (8) 海賊版サイト運営者の思考

登録データの正確性 (Data Accuracy) に関する議論

「連絡可能 (contactable) 」

「本人確認可能 (accountable) 」

合理的なabuse申告があったらaccountableであることを確認する、という折衷案も考えられるのでは？

### 3 問題点

#### (1) ホスティングプロバイダ

ほぼ100%が国外。防弾ホスティングプロバイダ、「DMCA Ignored」を謳う事業者が多い

公式サイトに記載された連絡先情報に対して連絡が付かない事業者も存在する

(メール、住所（郵便）、電話、FAX、連絡フォーム)

これらのプロバイダには権利者としては対策のしようがない（あるいは著しく負担がかかる）

日本の通信事業者はこれらの事業者と契約をするのか？

## (2)レジストラ

「コンテンツの問題は関知しない」「ホスティングプロバイダに対応を求めるべき」と主張  
顧客の身元情報（Registration Dataや課金のための顧客情報）は保有している。その開示は違法行為の抑制につながる  
→運営者は正確な身元情報の公開を恐れる

明らかな海賊版サイトについて、身元情報を速やかに開示する仕組みがあつてよいのでは？（RDRSは一定の効果あり）

### (3)レジストリ

さらにコンテンツから遠くなる。レジストラと同じことを主張する

RAのSpecificationにおいて、レジストラ経由でドメイン名保持者による著作権侵害などを禁止するよう定められている場合がある

ICANN → レジストリ → レジストラ → ドメイン名保持者という流れのガバナンスが予定されている

## (4)CDN

「単なる導管」？それとも「ホスティングプロバイダ」？

「CDN事業者の責務は、キャリアやISPとは異なり、ホスティング事業者やプラットフォーム事業者の責務に類似のものとなる」との論考 理由は以下の3点 ※

- ・取り扱うデータの単位がファイル単位
- ・コンテンツの保持時間は最短でも数分以上
- ・通信のエンドポイントとなる

※石田慶樹・丸橋透・宍戸常寿「インターネットにおけるCDNの役割に関する考察」

<https://www.jilis.org/report/2021/jilisreport-vol3no19.pdf>

## (4) CDN

2025年11月19日、クラウドフレアに損害賠償責任を認める判決が出た ※

これはCDNサービス一般を問題とするものではなく、原告らから海賊版コンテンツである旨の通知を受け取ったにもかかわらず、適時・適切な対応を取らずに大規模配信を続けたことに対する責任を認めたもの

クラウドフレア社が何らの本人確認手続を行わず、「強度な匿名性が確保された状況下」で、巨大マンガ海賊版サイトの運営を行うことができるようになっていた点を、同社の責任を認める理由として重視している

※裁判所ウェブサイト 東京地判令和7年11月19日（令和4年(ワ)第2388号）判決書  
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95079.pdf>

## (4)CDN

一般的に、CDN事業者は、違法なコンテンツの配信に悪用されないための様々な対策（顧客の本人確認、通知に基づくエッジサーバーからの違法コンテンツ削除など）を講じている

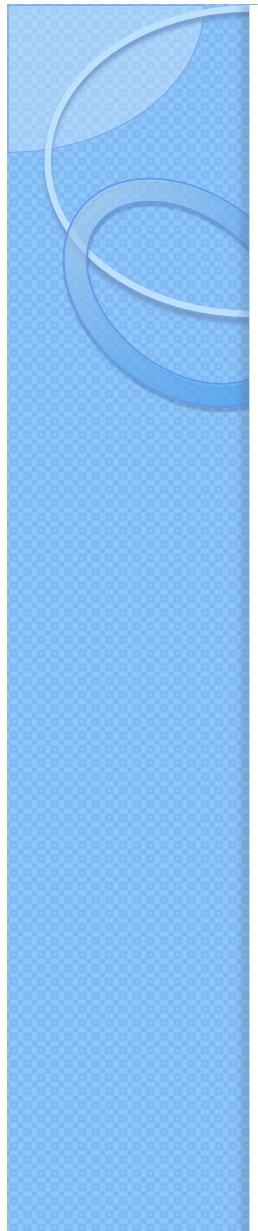
## (5) IX

素朴な疑問（防弾ホスティングとの関係）

防弾ホスティングプロバイダに対して、何も打つ手はないのだろうか？

日本のIXは海外の防弾ホスティングプロバイダとも契約を締結しているのか？もし契約先に防弾ホスティングプロバイダがいることが判明したら、何らかの対応を取ってもらえるのか？

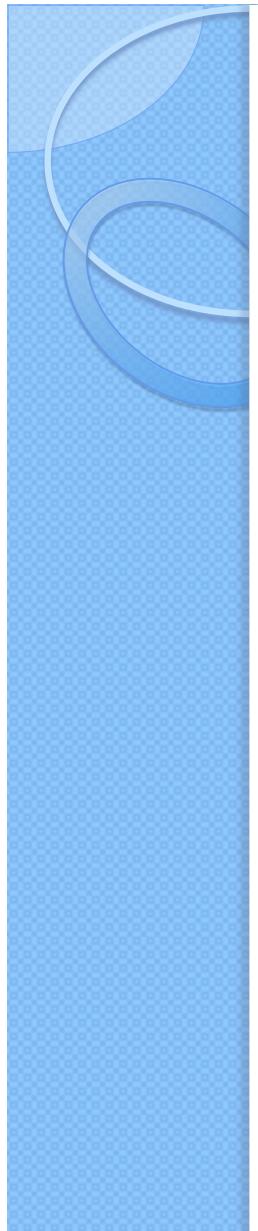
例えばその契約先に「公式サイトに記載された連絡先情報のすべてについて連絡が付かない事業者」がいた場合、IX事業者は何ら問題視しないのか？



## (6) アクセスプロバイダ

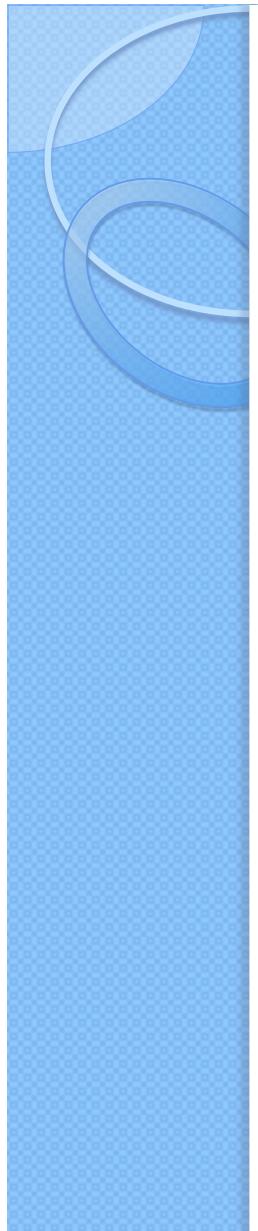
ここまでたどり着くことが困難

海外の事業者だと、さらに困難あり



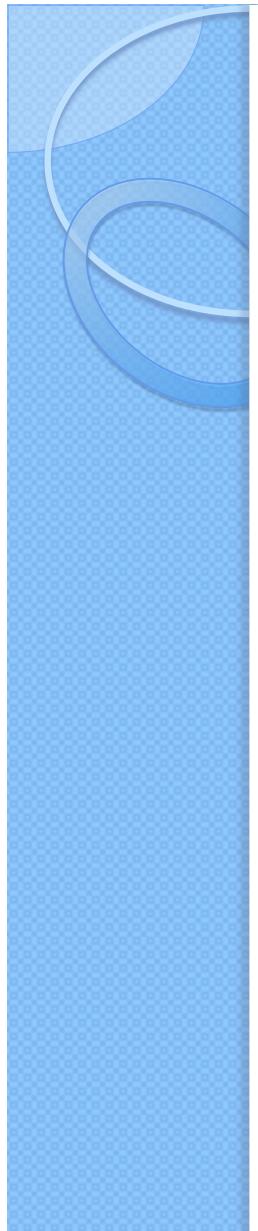
## (7)広告事業者

日本の広告はほぼ出てこない  
海外の広告事業者しか目に付かない



## (8)検索事業者

取組は行っているが、いたちごっこ



## (9) 決済事業者

ここまでたどり着くことが困難

海外の事業者だと、さらに困難あり

## (10)その他

CMS

スマホアプリ

開発プラットフォーム

生成AI

SNS

その他

## 4 提案

### (1)abuse申告に対して

例えば媒介事業者が、権利者から、海賊版サイトにサービスが使用されている旨の申告を受けた場合、

- ①顧客に対して、期間を定めて許諾を受けていることの根拠資料の提出を求める
- ②期間内に資料の提出がない場合、あるいは侵害部分の削除がなされない場合、サービスの提供を停止する

このような制度設計は可能では？  
(細部の詰めは必要だが)

## (2)身元確認について

十分な身元情報を取得した上でアカウントを発行するのが理想。  
しかし、発行時にそれができない（しない）サービスもある  
そのようなアカウントが海賊版サイトに利用されると、匿名での  
違法行為が容易になる

そこで、このような手続は実現できないか？

- ①合理的なabuse申告を受けたらその時点で身元情報の提供及び  
申告に対する反論を求める
- ②①で得た身元情報はその正確性を可能な範囲で確認する（SMS  
認証など）
- ③要件を満たす情報提供及び反論がなされなければ、サービスを  
停止する

## (2)身元確認について

→身元確認に関するコストを誰が負担するのかの問題

現状その大半を権利者（被害者）が負担している

バランスのよい費用負担のポイントは？

## 5 最後に

ある事業者にabuse申告を行ったところ、同事業者は「我々はホスティングプロバイダではない」と言いつつ、（おそらく利用規約に基づき）問題のアカウントを即座に停止した

「You help our platform to be a safe place.」



Internet Governance…「インターネットを健全に運営する上で必要なルール作りや仕組み、それらを検討して実施する体制など」  
(JPNICの定義) ※

インターネットに関わる事業者の皆さんに、  
自分の手の届く範囲を「safe place」にする  
ためのルール作りと仕組みを検討・実施して  
いただきたい

※ <https://www.nic.ad.jp/ja/governance/index.html>